

那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に定める地域医療介護総合確保基金事業を実施する民間事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年6月1日規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の対象経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象外費用)

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業に要する費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度又は県負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 土地の買収又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (5) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に関する費用
- (6) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の補助額は、次により算出するものとする。ただし補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第2欄に定める区分ごとに第3欄に定める補助単価に第4欄に定める単位数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を行うに当たり、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員

となっている者

(ウ) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

a 暴力団員が事業主又は役員に就任している者

b 暴力団員が実質的に運営している者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

d 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

e 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(2) 補助事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(3) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器

具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (11) 補助事業を行う者が（1）から（10）までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助金の変更承認）

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の理由が生じ、事業の内容の変更等をしようとする場合は、那覇市地域医療介護

総合確保基金事業補助金（変更・廃止・中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金変更承認（兼交付決定）通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の事前着手）

第9条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きに該当する場合は、那覇市地域医療介護総合確保基金事業交付決定前着手承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、市長の要求があったときには、補助事業の遂行状況について、速やかに市長に報告するものとする。また、次の事項については、指定の期日までに報告するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る工事の着手があったときは、工事着工報告書（様式第7号）により工事に着手した日から5日以内に市長に報告するものとする。
- (2) 補助事業者は、12月末日現在の補助事業に係る進捗状況を、翌年1月15日までに事業遂行状況報告書（様式第8号）により市長に報告するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金実績報告書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 12 条 この補助金は、市長が必要と認めるときは、概算払で交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払の申請をしようとするときは、那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金概算払申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定に基づき提出された事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金確定通知書（様式第 11 号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その額を超える部分の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が要綱の決定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、市長の指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 17 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 5 条に基づく市町村計画において、事業の期間を平成 30 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条に基づく市町村計画において、事業の期間を平成31年4月1日から開始する既存事業については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条に基づく市町村計画において、事業の期間を令和3年4月1日から開始する既存事業については、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条に基づく市町村計画において、事業の期間を令和5年4月1日から開始する既存事業については、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条に基づく市町村計画において、事業の期間を令和5年4月1日から開始する既存事業については、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条に基づく市町村計画において、事業の期間を令和6年4月1日から開始する既存事業については、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条に基づく市町村計画において、事業の期間を令和7年4月1日から開始する既存事業については、令和7年4月1日から適用する。